

「みまや通信」広告掲載入札に関する疑義解釈

問	回答
<p>1 入札実施要領第5条（広告掲載期間）について</p> <p>年3回発行するうち、例えば6月号のみのように、1回分のみの掲載を選択することはできますか。</p>	<p>掲載した回号の選択はできません。いわゆる「年間契約」のみとしております。</p>
<p>2 入札実施要領第7条（広告料）について</p> <p>1枠あたり90,000円(税別)は3回の掲載に対する金額ですか。それとも、1回の掲載に対する金額ですか。</p>	<p>3回の掲載に対する金額です。 例えば、90,000円(税抜)の応札で落札した場合、別途送付する納入通知書にて99,000円(税込)をお支払いいただくことで、年3回分に広告を掲載するものです。</p>
<p>3 入札実施要領第9条（入札方法）について</p> <p>添付資料の会社概要にはどのような情報を記載すればよいですか。</p>	<p>会社名・本社所在地・設立年月日・資本金・直近の年間売上高・従業員数・会社業務内容・会社の特色等 なお、既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されている場合は、既存資料で構いません。</p>
<p>4 入札実施要領第9条（入札方法）について</p> <p>入札人の氏名・住所は会社の代表者を記載すればよいですか。</p>	<p>その通りです。 入札人の欄には、必ず「代表者」の氏名・住所の記入及び押印をしてください。</p>

問

回答

入札実施要領第9条(入札方法)について

広告掲載案を入札書に添付する理由はなんですか。

5

市広告掲載基準等に規定する広告できない内容等が含まれていないか審査するためです。

なお、掲載基準等に違反する内容の広告掲載案であった場合は、入札実施要領第8条第1項第5号により、入札自体が無効となります。

入札の際は、各種基準を確認するようお願いいたします。